

「横浜市プレミアム付商品券発行運營業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「横浜市プレミアム付商品券発行運營業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について、「横浜市プレミアム付商品券実行委員会 委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」(以下「要綱」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 要綱第11条に定めるプロポーザル参加意向申出書(以下「参加意向申出書」という。)の提出日において、「平成31年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」に登録されていること。ただし、次の条件を全て満たしている場合は、登録されているものとみなす。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当する者でないこと。
 - イ 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。)
 - エ 当該提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
 - オ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当しないこと。
 - カ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がないこと。
 - (2) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による停止措置を受けていないこと。
- 2 複数の事業者が共同事業体としてプロポーザルに参加する場合は、前項の規定は構成員について準用する。
 - 3 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - 4 共同事業体の各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

(審議事項)

第3条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市プレミアム付商品券実行委員会(以下、「実行委員会」という。)において実施し、審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザルの手続き及び公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ その他必要と認めるもの

(2) 特定に関する審査

- ア 事業を委託する事業者の特定
- イ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第4条 事業期間は契約を締結した日から実行委員会解散の日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を要綱第13条に定める参加資格確認結果通知書により通知する。

(提案資格確認の通知)

第7条 提案者として提案資格が認められなかった意向申出者は、書面により認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は実行委員会事務局が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、実行委員会事務局が書面を受領した日の翌日起算で、土日祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(提出要請書)

第8条 プロポーザル提案書の提出は、要綱第14条に定めるプロポーザル関係書類提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き

- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第9条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施内容
- (2) 活動実績及び事業の実施体制
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第10条 プロポーザルの評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商品券の作成
 - (2) 商品券の販売等
 - (3) 参加店舗の募集等
 - (4) 周知・広報等
 - (5) 商品券の換金
 - (6) 事業実施体制等
 - (7) スケジュール
 - (8) 事業実績等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第11条 プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	横浜市経済局長
副委員長	一般社団法人横浜市商店街総連合会会長
委員	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会理事長
委員	横浜市地域子育て支援拠点施設長
委員	横浜市経済局市民経済労働部長
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の10分の6以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、評価委員の協議によって決する。
- 7 委員長は、評価結果を実行委員会委員長に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第12条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は実行委員会事務局が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、実行委員会事務局が書面を受領した日の翌日起算で、土日祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。